

西東京市緑化審議会  
会長 伊藤 泰彦 様

西東京市長 丸山 浩一

下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全活用計画について（諮問）

西東京市みどりの保護と育成に関する条例（平成13年西東京市条例第128号）第17条の規定に基づき、下記の事項について西東京市緑化審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

都市緑地法第12条の規定による下保谷四丁目特別緑地保全地区（平成24年11月指定）の保全活用計画について

2 諮問理由

下保谷四丁目特別緑地保全地区（以下「高橋家屋敷林」という。）は、西武池袋線保谷駅北口より約400mに位置し、都市化が進展する駅の近くにありながらも、屋敷林としての樹林のみならず屋敷と一帯としての風致景観が優れていること、動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があることから、平成24年11月に、特別緑地保全地区に指定され、平成25年から5年間かけ、市が全ての用地取得を行うとともに、家屋等についても寄附を受けたところです。

平成31年1月に策定した「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針」では、保全活用の計画策定に向けた基本的な考えとし、この地域資源を、将来にわたって有効に保全活用するためには、高橋家屋敷林という「点」に止まらず、周辺に点在する数々の地域資源を結び、「面」として捉えることを重要な視点としています。

西東京市の最上位計画である「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」では、高橋家屋敷林の価値等を調査するとともに、有効活用を図るための保全・活用のあり方等を検討することとなっております。

また、緑化施策の最上位計画となる「西東京市みどりの基本計画」では、方針の中で、シンボルとなるような「武蔵野の面影を残す屋敷林」はみどりに包まれた西東京市の実現を目指す重要な位置づけとなっており、目標年次を平成25年から令和5年前後としています。

このことから、今後策定予定の「（仮称）第2次西東京市みどりの基本計画」に、地域資源として高橋家屋敷林の保全活用を位置づけるため、多くの市民が活用しながら保全していく計画を定めていく必要があります。

以上のことから、貴審議会において調査審議のうえ、ご答申いただきたく諮問いたします。